

第5次 札幌市バリアフリー基本構想検討部会【第3回】

札幌市 保健福祉局／まちづくり政策局／建設局

本日の議題

1. 基本構想の理念について
2. フィールドチェックの振り返り
3. 生活関連経路の考え方について
4. ソフト施策の展開について
5. 自立支援協議会のアンケート結果の発表
6. バリアフリーに関する意見交換

1. 基本構想の理念について

前回の振り返り

◆1案

未来への思いをつなげ 「行ける」が広がるまちづくり

【考え方】障がい等の有無に関わらず、バリアフリーについてみんなが自分事として考え関わっていくことで「行きたい」を「行ける」に広げていき、これから生まれてくる札幌の将来を担う市民につないでいく。

- 「未来への思いつなげ」の部分が言葉の意味がわかりにくい
- 「行ける」が広がるという表現はわかりやすい。斬新ないい言葉

◆2案

ともに理解し支えあう 自由にどこへでも行けるまち

【考え方】多様性を受けいれお互いが支えあうことで心のバリアフリーの考え方が広まり、どんな人でも安全・快適に移動できるまちづくりについてハード面だけではなくソフト面からも取り組んでいく。

- わかりやすいが、前段と後段が繋がらないと感じる

◆3案

すべての人が安心していきいきと暮らせる
バリアフリーのまち さっぽろ

【考え方】障がい等の有無に関わらず、すべての人が安心して安全に生活や移動を楽しめる環境を創造することにより、誰もがいきいきと暮らすことのできる、ハード・ソフト両面でバリアフリーのまちを実現する。

- オーソドックスで札幌らしい特色を出しにくい
- 観光を含めて来やすいまちをイメージできるものと感じる
- 少し幅が広い

【全体に対する意見】

- 1、2案の「行ける」という言葉自体は、ハード的なものも、ソフト的なものも含まれる
- 国で重要視している「心のバリアフリー」の考え方が3案とも含まれていると感じる
- 交通権のような市民の人権を担保する観点も意識してほしい（→理念の解説に含める）

お互いに思いやり支えあう 「行ける」が広がるまちづくり

【考え方】

- ・バリアフリー社会を実現するためにはハード・ソフト両面の取り組みが必要
- ・特に、積雪寒冷地である札幌で冬季のバリアフリーを実現するには心のバリアフリーが不可欠
- ・『「行ける」が広がる』という言葉は、ハード・ソフト両面の意味が含まれていること、誰もが「移動に関する権利」、交通手段選択の自由、交通に関する情報へのアクセス権などを含む、交通に関する権利を持っていることを表現
- ・2030年度末の北海道新幹線札幌開業を見据え、官民協働でまちづくりを推進。まちのリニューアルが進んでいく中で、ハード面のバリアフリー化が達成される見込み
- ・新たなバリアフリー基本構想の理念の中で、誰もがお互いに思いやり支えあう未来のまちを目指すことを表現

2. フィールドチェックの振り返り

2. フィールドチェックの振り返り

■フィールドチェックの概要

【日時】

令和2年8月25日(火) 9:30~11:45

【目的】

狭幅員道路や非優先道路のような、バリアフリーの全ての基準を満たす整備が難しい生活関連経路における、必要な整備基準や考え方について、委員の皆様及び障がいを持った方などからご意見をいただくもの。

【場所・会場】

場 所:八軒地区(新規重点整備地区予定)
会 場:八軒中央会館(新規生活関連施設予定)

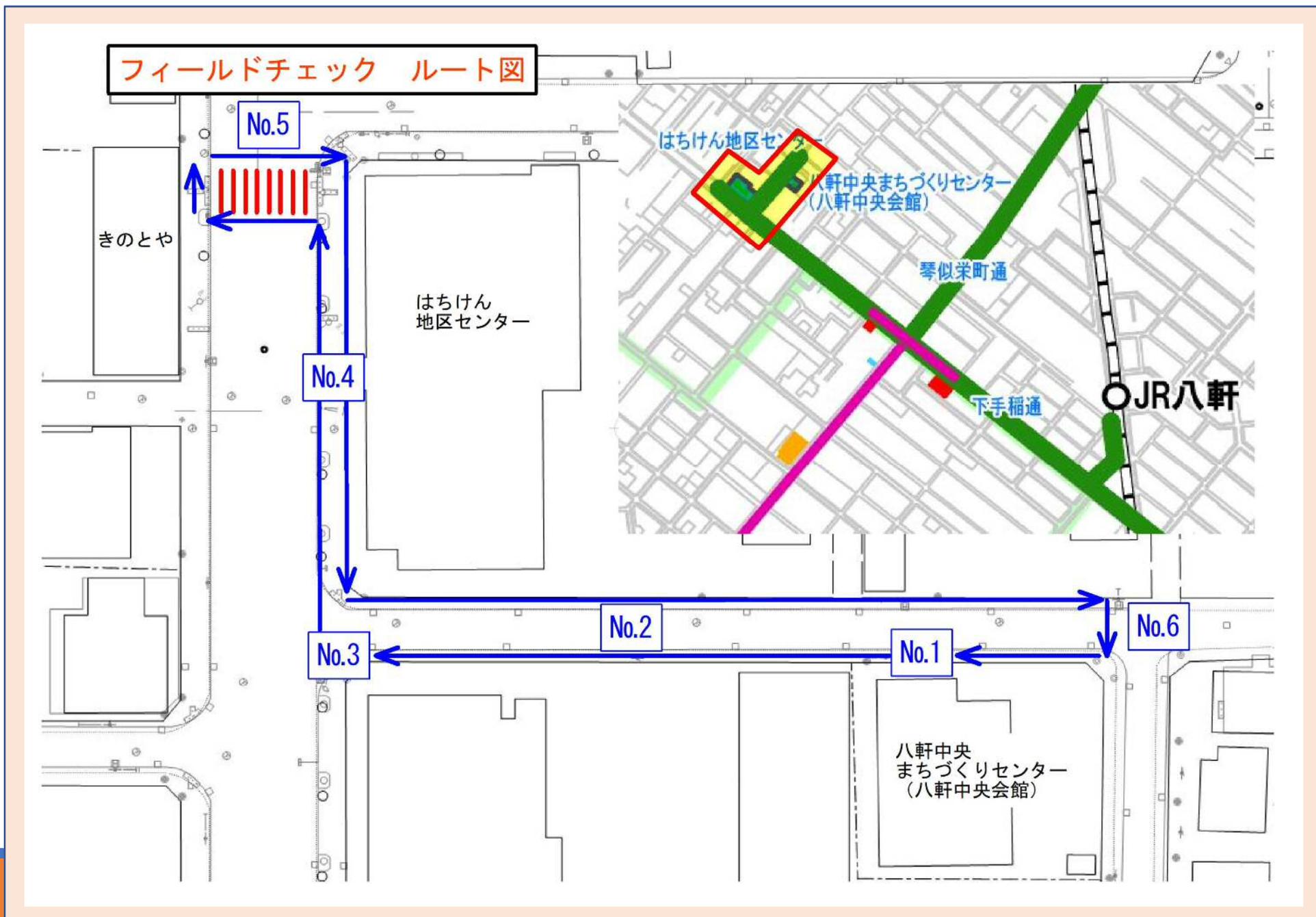
【参加者】

検討部会委員、フィールドチェック点検者、
介助者、事務局等 33名



2. フィールドチェックの振り返り

■点検ルートとチェックポイント】



2. フィールドチェックの振り返り

■頂いたご意見やアイデア①

No.1 狭幅員道路に面した生活関連施設の出入口

点字ブロック

- ・施設の状況に応じて、障がい者等にとって適切な位置へ設置することが望ましい(施設中央、手すり側等)

勾配緩和

- ・駐車場と道路の傾斜を改善して欲しい

その他

- ・施設側の側溝の網目が大きく、白杖が落ちる危険性があるため細目にするべき



No.2 狭幅員道路の通行

車道横断部の段差解消

- ・歩道の段差が5cmだと車椅子での乗り上げは難しいため、3cm以下が理想であり、縁石に丸みがあると上がりやすい

勾配緩和

- ・車道の横断勾配がきつく、上がりにくい箇所がある

舗装面の改良

- ・歩道が凹凸していると、車椅子では通行がしづらい

歩道の有効幅員確保

- ・電柱があるところは、有効幅員が約80cmと狭く、通行がしにくい
- ・植栽が道路に越境し、支障になっている

その他

- ・歩道と車道の段差を明確にする必要がある
- ・施設側の歩道を主導線にするべき
- ・施設の反対側の歩道には誘導しない方が良い



2. フィールドチェックの振り返り

■頂いたご意見やアイデア②

No.3 広幅員道路から狭幅員道路への誘導

点字ブロック

- ・斜め後ろへの誘導は相当訓練しないと難しい(狭幅員道路への誘導、点字ブロックの複数化による混同)
- ・狭幅員道路へ誘導する交差点の点字ブロックは、隅切りを越えるまで設置することで進行方向が定まる

その他

- ・歩道上の雨水枥は細目タイプなので問題ないが、可能であれば点字ブロック以外のものは設置しない方が望ましい



No.4 広幅員道路の整備(歩道部)

点字ブロック

- ・バス停の点字ブロックとの連携が必要
- ・点字ブロックの劣化が目立つ

段差解消

- ・道路だけではなく、施設との接続部分も段差が生じないような配慮が必要

舗装面の改良

- ・アスファルト舗装だと、歩道が凹凸しているのがわかりづらく、コンクリートの平板ブロックが通しやすい



2. フィールドチェックの振り返り

■頂いたご意見やアイデア③

No.5 広幅員道路の整備(横断歩道部)

点字ブロック

- ・信号機の押しボタンまで点状ブロックを延長したほうが良い

舗装面の改良

- ・横断歩道と歩道の間はある程度の段差が必要(目安になる)

勾配緩和

- ・(横断勾配を数か所実測して)横断勾配4.6%は急であり、2.0%程度が望ましいことを実感した

その他

- ・音響式信号機の整備が必要
- ・青信号の時間が短いように感じた(青信号表示時間:23秒 車道幅員:13.0m)



No.6 非優先道路の横断

点字ブロック

- ・点字ブロックでの誘導は難しいかもしれないが、何かしらの整備が必要である

車道横断部の段差解消

- ・横断歩道がなくても、段差解消は必要

その他

- ・狭い道路はバリアフリー整備による対応よりも、運転手への教育(交通教育)による配慮が必要
- ・信号や横断歩道、一時停止標識のない交差点は、案内や誘導サインの強化が必要
- ・回り道は迷子になる可能性があるため、出来る限り最短距離でアクセスできるバリアフリールートが欲しい



2. フィールドチェックの振り返り

■頂いたご意見やアイデア④

全体を通じた意見

点字ブロック

- ・既設の点字ブロックが全体的に劣化している



舗装面の改良

- ・路面に溝があれば補修した方がいい

横断歩道

- ・横断歩道の塗装が薄いところは歩きにくい
- ・横断歩道上には雨水枡を配置しないルールとなっている



施設の バリアフリー

- ・施設内の排水設備は細くするなどの整備が必要
- ・冬期間の状況を記録しておくのがよい

その他

- ・歩行者の妨げになっている植物の処理など維持管理が必要
- ・冬期間のバリアフリー(除雪など)は地域のみなさんと協力しながら積み重ねていくしかない

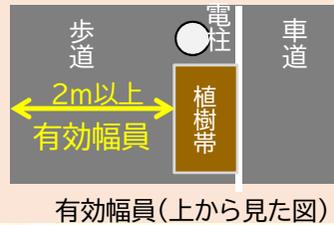


2. フィールドチェックの振り返り

道路のバリアフリー整備の内容 (広幅員道路の整備内容)

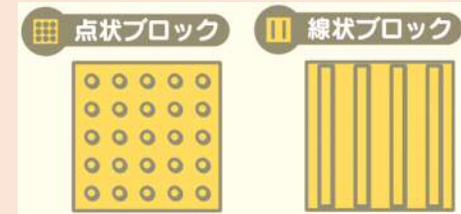
①歩道の有効幅員確保

有効幅員(植樹帯など障害物を除く、実際に歩くことができる幅)を2m以上(やむを得ない場合は1.5m以上)確保します。



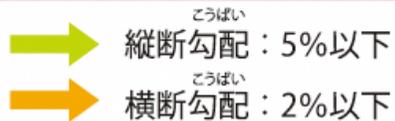
⑤視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)

注意する場所を示す点状ブロック、歩く方向を示す線状ブロックを設置して、視覚に障がいをお持ちの方が安全に歩くことができる歩道をつくれます。



②勾配緩和

車いすを使用する方、お年寄り、その他の障がいをお持ちの方などが歩きやすくなるように、歩道の勾配を緩やかにします。



地形等によりやむを得ない場合を除きます。



③車道横断部の段差解消

横断歩道等、歩行者が通行するところでは、車道と縁石の段差を2cmにします。



④舗装面の改良

歩行中につまずいたり転んだりしないように、路面を平坦にします。特に、ブロック舗装の場合は、ブロックとブロックの間隙による段差・がたつきを少なくするようにします。

2. フィールドチェックの振り返り

■狭幅員道路の整備方法(案)①

① 歩道の有効幅員確保 → × 確保困難

◆狭幅員道路(生活道路)の代表的な幅員構成である8.0m道路では・・・



電柱等があると・・・

有効幅員1.0m以下
→ 車いす利用者が
安全に通行できない



車両の通行を考慮すると、
有効幅員を確保するのが困難

※この場合、歩道と車道の境界
は大型車同士でもすれ違えるよう
に段差5cmの低下縁石(右図参照)

※低下縁石



※通常の縁石



2. フィールドチェックの振り返り

■狭幅員道路の整備方法(案)②

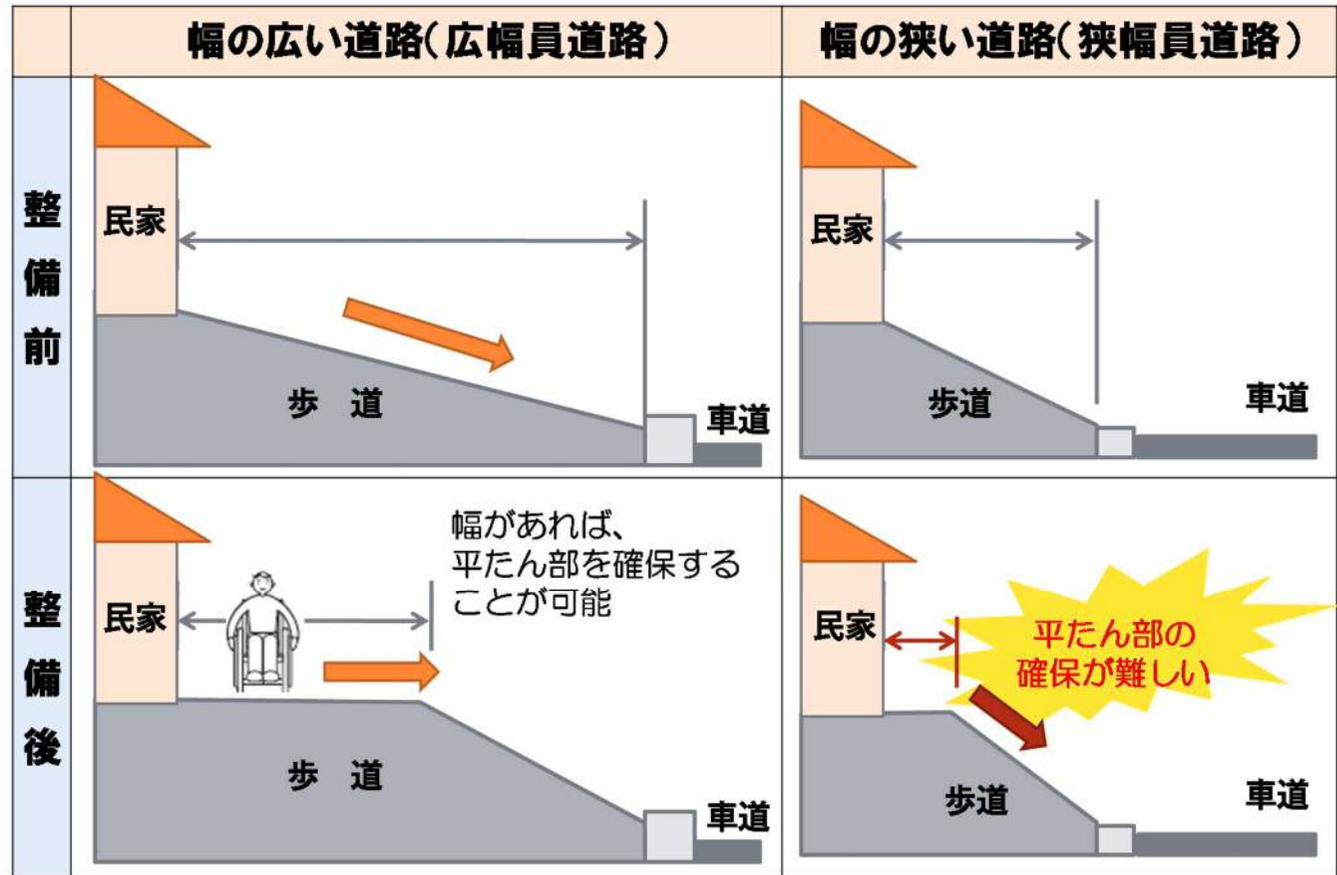
② 勾配緩和



基準の達成困難

◆勾配緩和のイメージ

狭幅員道路の例



狭幅員道路においては、バリアフリー基準を満たす勾配緩和を実施することは困難
※歩道をつくった際に、可能な限りの勾配緩和は実施済みの場合が多い

2. フィールドチェックの振り返り

■狭幅員道路の整備方法(案)③

③ 横断部の段差解消 ➡ ○ 解消可



横断歩道等、歩行者が通行するところでは、車道と縁石の段差を2cmにします。



車いすを使用する方の通行が可能で、視覚に障がいのある方が車道と歩道の区別を認識できる段差です。

④ 舗装面の改良 ➡ ○ 改良可

整備イメージ



凹凸の解消

2. フィールドチェックの振り返り

■狭幅員道路の整備方法(案)④

⑤点字ブロック

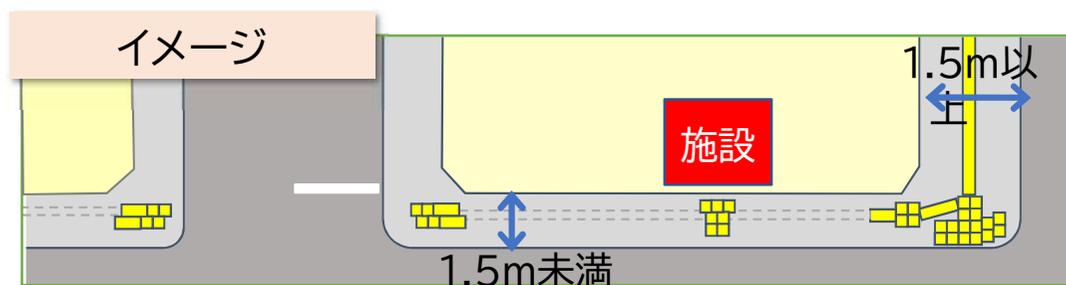
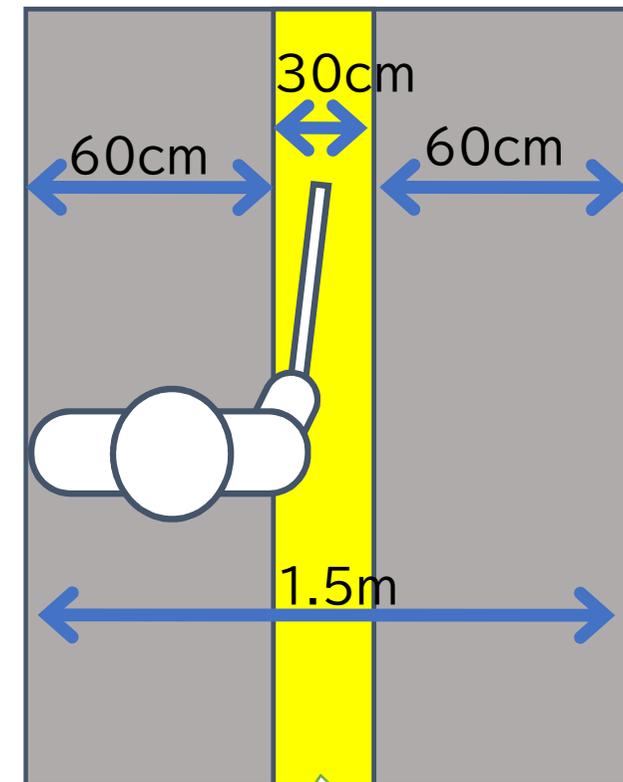


部分的に敷設可

◆有効幅員1.5m未満の生活関連経路

視覚に障がいをお持ちの方の安全な通行に必要な幅(※)が確保できないため、施設前と交差点部分のみ点字ブロックを設置することとし、縦断的な設置はしない

※安全な通行に必要な幅1.5mの考え方



点字ブロック

2. フィールドチェックの振り返り

■狭幅員道路の整備方法(案)⑤

狭幅員道路における整備イメージ

項目	整備基準の達成		狭幅員道路において 実施可能な整備内容
	広幅員道路	狭幅員道路	
①歩道の有効 幅員確保	○	×※	—
②勾配緩和	○	×※	—
③横断部の段差 解消	○	○	横断部の段差解消
④舗装面の改良	○	○	舗装面の凹凸が多い場合は 舗装面を改良
⑤点字ブロック	○	△	施設前、交差点の車道横断部、広幅員 道路から狭幅員道路への誘導部に点字 ブロックを設置

※将来的に道路拡幅や大規模な道路改良の機会があれば達成を目指し検討

2. フィールドチェックの振り返り

■非優先道路の整備方法(案)

非優先道路における対応について

◆現状の対応

- ・生活関連経路では障がいをお持ちの方など様々な方が通行することを考慮し、優先道路による誘導を基本としている。
- ・やむを得ず、非優先道路を生活関連経路とする場合であっても、交差点においては、非優先道路の横断を誘導するような整備(点字ブロックの設置)はしていない。
- ・道路形状や交通量を考慮した交通規制を行っているため、狭幅員道路同士の交差点に新規の横断歩道や停止線などを設置することは、容易ではない。

◆今後の非優先道路における整備の優先順位

【①】 横断歩道や停止線の設置を検討

【②】 ドライバー・歩行者への注意喚起を検討

- ・路面標示の設置検討
(交差点のカラー化、減速マーク等)
- ・注意喚起看板の設置検討



<交差点のカラー化、減速マークの例>

2. フィールドチェックの振り返り

! ご議論いただきたい事項

・フィールドチェックを踏まえた狭幅員道路、非優先道路の整備案

狭幅員道路: 可能な範囲でバリアフリー化を目指した整備
(横断部段差解消、舗装面の改良、点字ブロックなど)

非優先道路: 路面標示、注意喚起看板の設置など

- ➡ ・札幌市の提案する整備方法は適切か
- ・その他考慮すべき考え方はないか

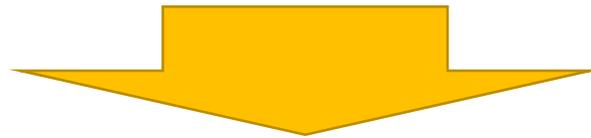
3. 生活関連経路の考え方について

3. 生活関連経路の考え方について

■生活関連施設の更新及び対象について(前回の振り返り)

～議論の内容～

- ・これまで対象としてきた基準の施設は従来通り位置づける
- ・新たな視点による施設(大規模な立体駐車場、市有の子育て支援施設、観光施設)の追加も妥当
- ・バリアフリー法の改正に伴い公立小中学校が特別特定建築物(バリアフリー化の対象)となったため、札幌市でも検討いただきたい



- ・新たな視点による3施設を追加
 - ・公立小中学校について、法改正の趣旨を踏まえ追加を検討
- ⇒重点整備地区内に立地している施設を生活関連施設として追加

3. 生活関連経路の考え方について

■現構想の生活関連施設の対象(前回の振り返り)

分類	生活関連施設	補 足
教育施設	・盲学校、ろう学校、養護学校	<p>○平成21年策定の基本構想において位置付けた施設は引き続き生活関連施設に設定します。</p> <p>○運動施設のうち都市公園については、重点整備地区内の整備の充実を図るため、公園の種類による役割を考慮し、特殊公園を対象に追加します。</p> <p>○旅客施設は、1日当たりの平均的な乗降客数 5,000人以上の特定旅客施設を対象とし、路面電車停留場を追加します。</p> <p>○避難所は、収容人数や他の生活関連施設の立地状況などを踏まえ、各地区1か所以上設定します。</p> <p>※福祉のまちづくり条例に定める「表示板」の交付を受けた施設のうち、医療施設、娯楽施設、商業施設、宿泊施設（以下これらを「バリアフリー化済み施設」という。）については、施設の規模に関わらず生活関連施設に設定します。</p>
医療施設*	・病院(2,000m ² 以上)	
娯楽施設*	・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(2,000m ² 以上)	
文化施設	・コミュニティーセンター ・地区センター ・まちづくりセンター ・その他の集会施設(札幌市民ホール、さっぽろ芸術文化の館、教育文化会館)	
	・図書館(中央図書館、地区図書館) ・美術館、博物館、郷土館、記念館	
	・商業施設(2,000m ² 以上) ・商店街(飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む)	
商業施設* 商店街		
郵便局	・郵便局	
宿泊施設*	・宿泊施設(2,000m ² 以上)	
官公署	・市役所、区役所、保健所 ・税務署、道税事務所 ・警察署 ・ハローワーク ・年金事務所	
	・札幌市老人福祉センター ・札幌市視聴覚障がい者情報センター ・札幌市身体障がい者福祉センター ・北海道障害者職業センター ・老人ホーム、福祉ホーム等(2,000m ² 以上)	
福祉施設		
運動施設 都市公園	・市立体育館 ・競技場、野球場、プール ・都市公園(総合公園、運動公園、特殊公園)	
避難所	・収容避難場所	
旅客施設	・乗降客数 5,000人/日以上以上の鉄道駅(地下鉄、JR)、路面電車停留場、鉄道駅に近接するバスターミナル ・上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場	

特定建築物(多数の人が利用する施設)

特別特定建築物

■主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

- 教育施設(盲学校、聾学校、養護学校)
- 福祉厚生施設(老人福祉センター、障害者福祉センター、老人ホーム、福祉ホームなど)

■不特定多数の人が利用する特定建築物

- 医療施設(病院、診療所)
- 娯楽施設(劇場、映画館など)
- 集会場、公会堂、展示場
- 商業施設(物品販売、飲食、サービス業)
- 宿泊施設(ホテル、旅館など)
- 運動施設(体育館、プールなど)
- 文化施設(博物館、美術館など)
- 公衆浴場
- 旅客施設(鉄道駅、空港ターミナルなど)
- 駐車場(一般有料駐車場など)
- 公衆便所
- 共用歩廊

■不特定多数の人が利用する官公署

- 市役所、区役所、保健所、税務署など

一定規模(2,000m²)以上で建築する場合、**基準適合を義務づけ**(既存施設は努力義務)

■特定多数の人が利用する建築物

- 教育施設(上記以外の学校)
- 福祉厚生施設(児童福祉センター等上記以外の福祉施設)
- 共同住宅(マンション、下宿など)
- 事務所
- 工場
- 習い事の施設(自動車学校、学習塾など)



特定適合施設表示板

◆上記以外に新たに生活関連施設として位置付ける施設

「大規模な立体駐車場」、「子育て支援施設」、「観光施設」、「公立小中学校」

3. 生活関連経路の考え方について

生活関連経路の考え方

1 更新

- 生活関連施設の状況の変化に応じた生活関連経路の更新

(A) 施設の新設

- 現基本構想策定後に**新設**された施設と、旅客施設とを結節する経路を**新たに追加**
- 新施設と既存生活関連施設を結ぶ経路等のうち、**ネットワーク化**すべき経路も**新たに追加**

(B) 施設の移転、改築、廃止等

- 現基本構想策定後に、**移転・改築・廃止**になった生活関連施設に結節する経路を**更新**

2 適正化

- 整備難航路線(課題のある生活関連経路)に対して、安全・安心の視点から、生活関連経路や整備水準を**適正化**

(C) 代替経路がある場合

- 狭幅員道路や非優先道路など、バリアフリー基準を満たす整備ができない等**課題のある経路**を**代替経路に振り替え**

(D) 代替経路がない場合

- 8/25のフィールドチェック**の意見を踏まえ、**整備方法を今回提案**

3 充実

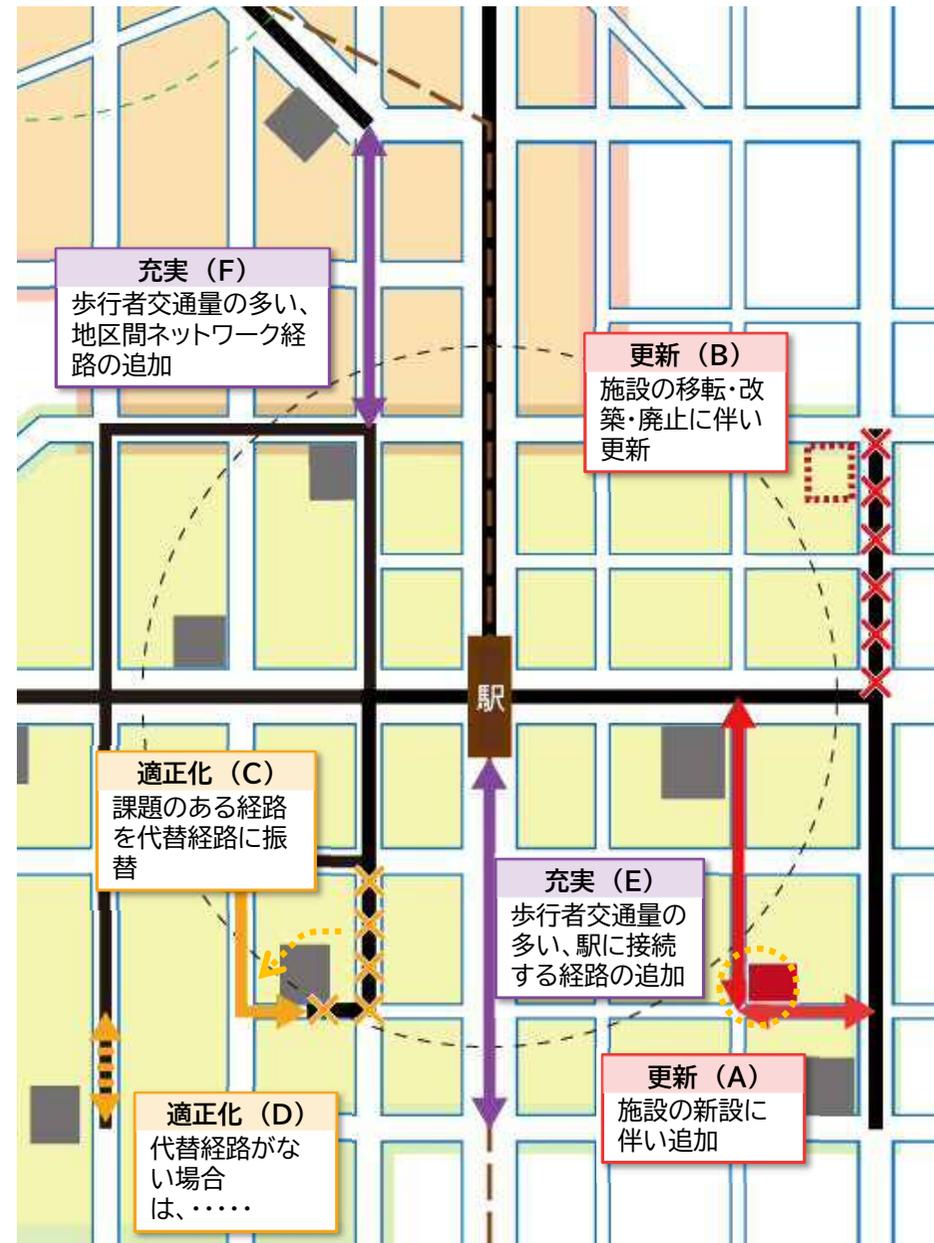
- 歩行者交通量が多い道路を生活関連経路とすることで、重点整備地区のバリアフリーネットワークを**充実化**

(E) 駅に接続する経路

- 駅に接続する道路のうち、**歩行者交通量が多い経路を追加**

(F) 地区間ネットワーク経路

- 隣接する重点整備地区の生活関連施設どうしを結ぶ経路のうち、**歩行者交通量が多い経路を追加**



3. 生活関連経路の考え方について

■生活関連経路の考え方

◆「主要な生活関連経路」と「その他の生活関連経路」

●「主要な生活関連経路」

= 「優先的に整備する経路」

- ・旅客施設と「公共施設のうち特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)、文化施設、官公署、行政機関が運営する福祉施設、運動施設」や「医療施設」を結ぶ生活関連経路
- ・旅客施設とバリアフリー化済み施設を結ぶ生活関連経路

●「その他の生活関連経路」

- ・上記以外の生活関連経路

※今回新たに追加した「大規模な立体駐車場」「子育て支援施設」「観光施設」「公立小中学校」への経路も該当



➡「主要な経路」と「その他の経路」の考え方について、この考え方で整備を進めたい

3. 生活関連経路の考え方について

! ご議論いただきたい事項

・生活関連経路の考え方

これまでと同様の考え方(更新、適正化、充実の視点)で生活関連経路として位置付ける

・「主要な生活関連経路」と「その他の生活関連経路」の基準

これまでと同様の考え方に加え、新たに位置付ける予定の「大規模な立体駐車場」「子育て支援施設」「観光施設」「公立小中学校」は「その他の経路」で結ぶ

- ➡ ・札幌市の提案する方針は適切か
- ・その他に追加すべき経路の考え方はないか

4. ソフト施策の展開について

4. ソフト施策の展開について

施設(ハード面)が整っていたとしても、周囲の配慮や理解、適切な情報提供(ソフト面)が欠けていたらバリアは解消できない

心のバリアフリー



障がい者や高齢者等に対する無理解や偏見(心のバリア)をなくして、一人ひとりが多様な人を思いやり、行動を起こす「心のバリアフリー」を推進

適切な情報提供

バリアフリー設備等の情報について、ホームページやパンフレット、デジタルサイネージ(電子看板)等を活用し情報発信する

マナーの向上

多機能トイレや障がい者等用駐車スペースの適正利用の推進、安全な歩行空間を阻害する行為への対策など

…などのソフト施策が必要

4. ソフト施策の展開について

■ バリアフリー法の一部を改正する法律の概要

目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項に『心のバリアフリー』に関する事項を追加

市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、**心のバリアフリーに関する『教育啓発特定事業』を追加**

『教育啓発特定事業』を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助

バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

現在の札幌市の特定事業

公共交通特定事業

⇒ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等

道路特定事業

⇒点字ブロックの設置、舗装面の改善等

交通安全特定事業

⇒音響式信号機設置等

建築物特定事業

⇒エレベーター設置、障がい者対応型便所の整備等

都市公園特定事業

⇒園路及び広場の移動等円滑化等

など



教育啓発特定事業(例)

学校におけるバリアフリー教室の開催

障害者当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催

交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施

高齢者疑似体験、車椅子サポート体験

4. ソフト施策の展開について

■ バリアフリー法の一部を改正する法律の概要

・バリアフリー基準適合義務の対象拡大

公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

▼ 具体的な拡大対象

建築物

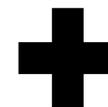
特別特定建築物(2,000m²以上)
⇒ 特別支援学校、病院、店舗、ホテル等



**特別特定建築物に
公立小中学校を追加**

道路

特定道路
⇒ 移動等円滑化が特に必要な道路を国土交通大臣が指定



旅客特定車両停留施設※を追加
⇒ バス等の旅客の乗降のための道路施設
※ バスタを含むバスやタクシー、トラックなどの専用ターミナル

4. ソフト施策の展開について

■札幌市の取組(心のバリアフリー)

- ◆心のバリアフリー推進マークを活用した普及啓発
 - 普及啓発のためのシンボルマークを公募により決定
 - マークを活用した地下鉄車内・駅掲示等へのポスター掲示
 - 市民や企業も利用可能(営利目的の場合は申請が必要)
- ◆福祉教育・啓発活動の推進
 - 心のバリアフリーガイド
 - バリアフリー大研究(小学6年生向け・旧読本)
 - 心のバリアフリーガイド分かりやすい版(小学4年生向け・新読本)

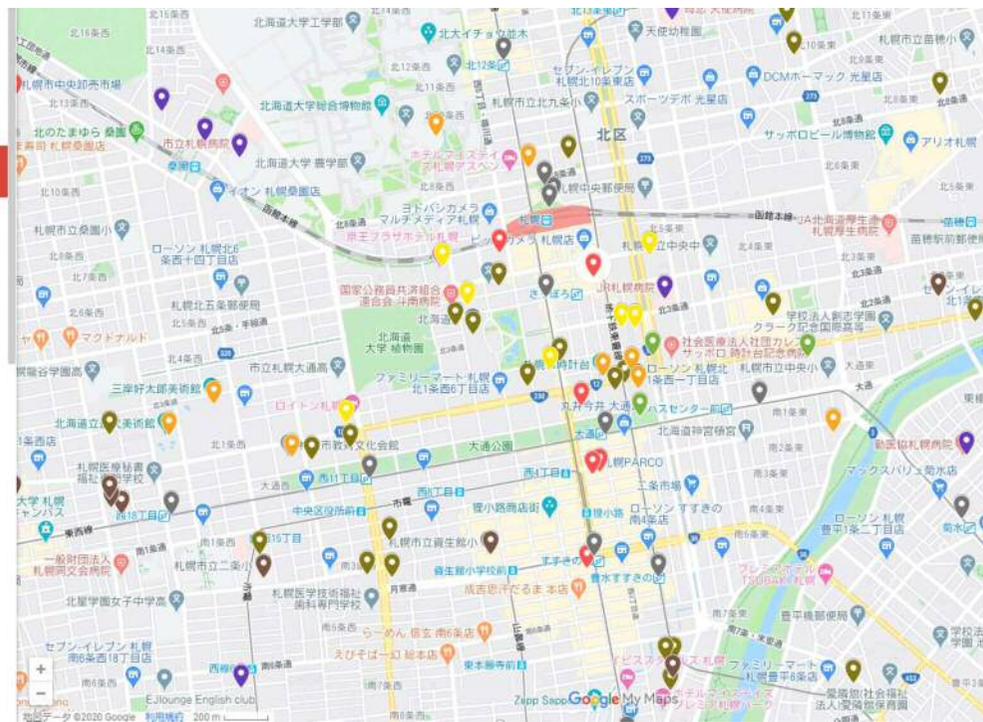


4. ソフト施策の展開について

■札幌市の取組(情報提供)

- ◆バリアフリータウンマップの開設、「さっぽろバリアフリー情報」の配布
 - 商業施設や官公庁等における車いす使用者用駐車場や多目的トイレなどの設備の有無等をパンフレットやホームページの地図により情報発信

バリアフリータウンマップ



パンフレット



4. ソフト施策の展開について

■札幌市の取組(マナーの向上)

◆多目的トイレの適正利用啓発

- 多目的トイレが使えずに困っている人がいることを知ってもらうためのシールを作成し、大規模小売店舗事業者などに施設への貼付を依頼

◆障がい者等用駐車場の利用マナー啓発

- マナー啓発ポスター・リーフレット(市民向け)
- 障がい者等用駐車場の整備ガイドライン(事業者向け)

障がい者等用駐車場が必要な方がいます!!

障がい者等用駐車場は、車いすを使用している方たちが駐車するための駐車場です。しかし、障がい者等用駐車場を必要としない方が駐車しているために、本来に必要な方が駐車できない状況が発生しています。

安全に移動できるよう、建物の出入口近くに駐車場を設置しています

STOP!

車いすを使用している方たちが乗降するためには広いスペースが必要です

※調査対象となる障がい者等用駐車場の「不適切な利用」や「お客様からの苦情・要望」の発生状況

利用状況	割合
必要としない方が利用している	47%
必要としている方が利用している	53%

※調査対象となる障がい者等用駐車場の「不適切な利用」や「お客様からの苦情・要望」の発生状況

※調査対象となる障がい者等用駐車場の「不適切な利用」や「お客様からの苦情・要望」の発生状況

マナーを守って、駐車場を利用しましょう

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部
札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部

障がい者等用駐車場の整備ガイドライン
~駐車場を設置・管理する事業者の方へ~

商業施設や公共施設などに駐車場を設ける場合には、車いすを使用している方たちが利用しやすい広いスペースのある駐車場の整備が必要です。また、障がい者等用駐車場を必要としない方が駐車しているために、本来に必要な方が駐車できない状況も報告されており、適正な利用に向けた取り組みが求められています。

※調査対象となる障がい者等用駐車場の「不適切な利用」や「お客様からの苦情・要望」の発生状況

整備状況	割合
整備済	53%
整備済でない	47%

※調査対象となる障がい者等用駐車場の「不適切な利用」や「お客様からの苦情・要望」の発生状況

※調査対象となる障がい者等用駐車場の「不適切な利用」や「お客様からの苦情・要望」の発生状況

SAPP_RO

SAPP_RO

このトイレ(多目的トイレ)が使えないと困る人がいます

「多目的トイレ」とは、車いす使用者だけでなく、高齢者、外見からはわかりづらい内部障がいのある方、子ども連れの方などが使いやすい様々な機能を備えたトイレのことです。

多目的トイレの設置目的を踏まえ、一般のトイレを利用できる方は、多目的トイレを利用することは控えましょう。

車いす使用者

- ・回転できる広いスペースが必要
- ・便器に移動するために手すりを使用

オストメイト(人工肛門用便器)

- ・パウチ(便をためておく袋)から排泄するために汚物袋を使用

ユニバーサルシート

- ・乳児からお年寄りまで使用できる多目的シート

子ども連れ

- ・子どもを揺らせるためにベビーチェアを使用

札幌市
SAPP_RO

4. ソフト施策の展開について

■公共交通事業者の取組(心のバリアフリー)

◆札幌市交通局の取り組み

- マナーキャンペーン・乗車マナー教室
- 困っている人0(ゼロ)運動
- 北海道運輸局主催のバリアフリー教室への協力
- 職員研修(委託駅職員)



◆JR北海道の取り組み

- 国土交通省が定める「接遇ガイドライン」に沿った講習会
- 「声かけ・サポート運動」強化キャンペーンへの参加
- 車両の段差や駅係員による乗降介助可能時間等 お客様の行動選択に資する情報の公開



4. ソフト施策の展開について

■心のバリアフリーの更なる推進

心のバリアフリーを実践する「担い手」の養成

- 「心のバリアフリー」に対する理解促進及び実践への意欲喚起を図ることを目的とし、障がい特性や場面に応じた合理的配慮等に関する研修を実施

①心のバリアフリー普及員育成研修(市民向け研修)

目 的:障がいのある方等を支援したい市民を対象に、地域において心のバリアフリーの普及を担う「心のバリアフリー普及員」を養成
対象者:札幌市民100名程度/年

②心のバリアフリー推進員育成研修(企業向け研修)

目 的:企業において、心のバリアフリーを推進する中心的な役割を担う「心のバリアフリー推進員」を養成
対象者:企業(市内に所在地を有する事業所)の人事・研修・CSR・接客・販売担当者等60名程度/年

③心のバリアフリー推進アドバイザー(企業の取組の支援)

心のバリアフリー推進員もしくはその所属企業に対し、企業内における心のバリアフリー推進・浸透のための取組について相談があった際に助言を行う。

4. ソフト施策の展開について

■心のバリアフリーの更なる推進

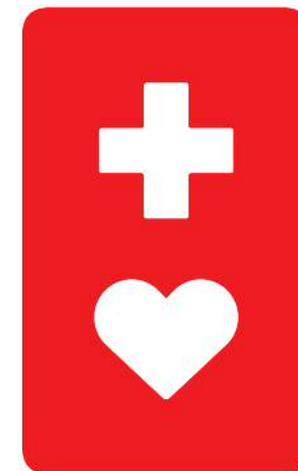
普及啓発活動の推進

- より多くの市民に伝える
多くの方の目に触れる媒体の活用、広報物に心のバリアフリー推進マークを活用
- 子どもたちに伝える
小学4年生向け「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を
継続して配布する等、引き続き普及啓発活動を推進
- フォーラムの開催
「共生社会」について考えるフォーラムを開催



手助けがしやすい環境づくり

- ◆ 「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布・普及啓発
 - 累計46,000個配布済(令和元年度末時点)
 - 広報さっぽろや地下歩行空間の大型ビジョン等を通じた周知啓発
 - 地下鉄・路面電車のほか、JRやバスの優先席付近に周知ステッカーを貼付

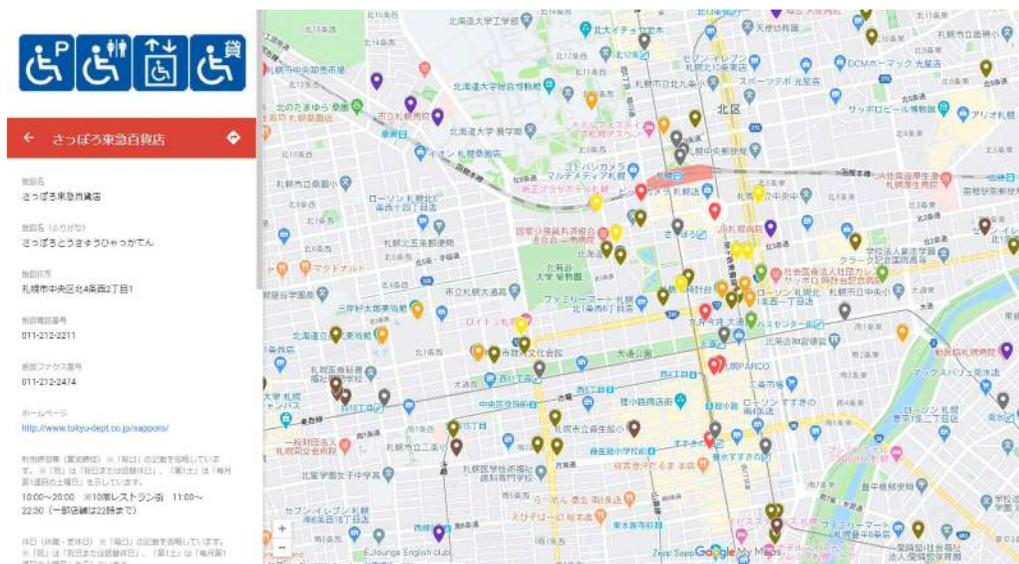


4. ソフト施策の展開について

■ 情報提供の充実に向けた取組

既存資料の更新

- バリアフリータウンマップ、「さっぽろバリアフリー情報」の内容の更新を適宜実施



公共地下歩道等の情報発信

- 既存の地下ネットワークを有効活用してもらうため、バリアフリー化された公共地下歩道等に関する情報発信を検討



4. ソフト施策の展開について

■法改正を踏まえた今後の取組

▽「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業(案)

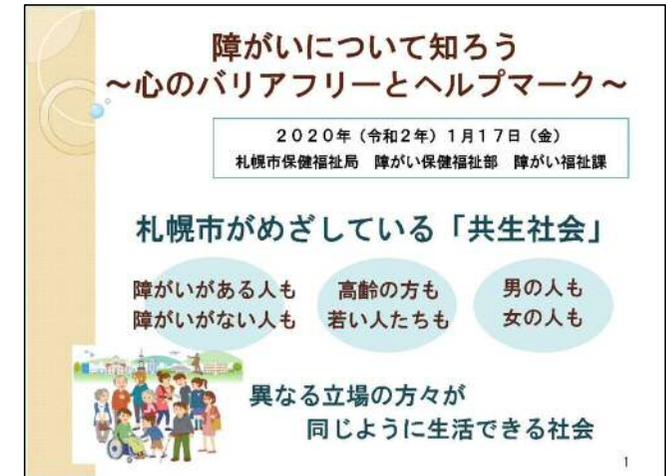
「移動等円滑化の促進」に関する出前講座の実施

- 学校や地域の団体等の依頼により、「障がいについて知ろう～心のバリアフリーとヘルプマーク～」の講座を実施
- 社会福祉協議会においても学校等に対する「障がい者講師等派遣事業」を実施

小学校の授業等で使用可能な 児童生徒用副読本やリーフレットの配布

- 心のバリアフリーガイド分かりやすい版
(小学4年生向け・新読本)

➡その他、特定事業に該当する項目があれば追加を検討
(小中学校の人権教育推進事業、交通事業者の社内研修など)



4. ソフト施策の展開について

! ご議論いただきたい事項

・バリアフリー法の改正や、これまでの取組を踏まえたソフト施策について

➡心のバリアフリー等のソフト施策の取組について、その他追加すべき取組や考え方などはないか

5. 自立支援協議会のアンケート結果の発表

6. バリアフリーに関する意見交換

今後のスケジュール

今後の進め方

第1回検討部会

理念の整理、重点整備地区の追加・拡充(R2.2.26)

- 追加・拡充に係る基本的な考え方について
- 検討する地区の概要

第2回検討部会

理念の確認、生活関連施設の更新及び整備対象について
重点整備地区の進捗の確認について(R2.6.24)

- 基本理念の決定
- 生活関連施設について
- 各重点整備地区におけるバリアフリーの進捗率の確認

フィールドチェック
(R2.8.25)

第3回検討部会

生活関連経路の考え方について
ソフト施策(心のバリアフリー)の展開について(R2.10.1)

- 生活関連経路の基本的な考え方について
- ソフト施策について

第4回検討部会

各施設の整備方針及び改定のポイント整理(R2.12月～R3.1月頃)

- 各施設の整備方針について
- 改定のポイントについて
- 冬季のバリアフリーについて

第5回検討部会

基本構想改定素案の確認(R3.3月頃)

- 基本構想改定素案

パブリックコメント

第6回検討部会

基本構想改定版の作成(R3.7月～8月頃)

- パブリックコメントの結果
- 修正箇所について

新・札幌市バリアフリー基本構想(改定版) 公表(R3.9月)

令和元年度

令和2年度

令和3年度